

飯泉知事に建議



徳島県農業会議の四宮肇会長をはじめ9名の常任会議員が、去る9月27日県庁を訪れ、飯泉知事に対して、市町村農業委員会などの意見を踏まえて取りまとめた「平成20年度重点農業施策に関する建議」を行った。建議は、農業の未来を切り拓

き力強い農業経営をどう育ていくのか、担い手不在の地域において農業・農村をどう維持、存続させていくのか、極めて重要な局面を迎えている中で、産業として飛躍する農業の実現に向けて、しっかりとした基盤づくりをしていくという視点に立っ

かけはし21

第8号

発行所
徳島県農業会議
徳島市かちどき橋
徳島県林業センター
編集発行人
多智花 俊 裕

目次	
一	あぜ道の声……………1
二	農委関係予算概算要求の概要……………2
三	農地制度等の見直しの方向……………3
四	20年度重点農業施策の建議……………4
五	農業委員研修会開催される……………5
六	農業会議等の行事予定……………6



あぜ道の声

◇農林水産省・品目横断全国キャラバン◇

品目横断的経営安定対策が、先の参議院選挙で焦点の一つとなったことを受け、農林水産省の幹部が地方に派遣され、不満や批判など現場の意見を聴取することとなり、徳島県農業会議には、去る9月21日に経営局調査官をキャップに総勢7名が訪れたが、予め、聴取していた農業委員会、地域担い手育成総合支援協議会等の意見を報告するとともに、国の農政などに対

する率直な意見を申し上げた。

◇戦後農政の大転換◇

価格政策から所得政策へ転換するという、食料・農業・農村基本法で示された政策方向が具現化された対策であり、全農家を対象に品目毎の価格に注目して講じてきた対策を、担い手に対象を絞り、経営全体に着目した対策に転換するという戦後農政の大転換と言われている。

◇真の品目横断的経営安定対策を◇

この対策が打ち出されたとき、その対象品目、対象要件から見ても、この施策は「北の方」を向いているといった見方が多かった。徳島県では、県南部で米中心の経営形態は存在するものの、西南暖地特有の野菜・果樹・花卉などの園芸が基幹となり、米は従の経営が特徴であることから、総じて、県内の農家に即座に快く受け入れられる環境にはなかったこともうなずける。園芸、畜産なども含めた真の品目横断的経営安定対策であるべきだ。

◇徳島型の集落営農を◇

手に集中されたことで、特例措置を加味しても飛躍的に増えないうのが現状であるが、小規模農家を救うために、集落営農組織を育成すればいいという単純な発想でもまた困る。

集落営農組織の育成には、本来、集落のコンセンサスを得るのに相当な時間を必要とする。

しかし、認定農業者などの担い手が少なくなった集落の維持・存続のためには、非常に有効であるが、徳島県にはもともと集落営農組織が育つ素地が少なかったこともあり、浸透するスピードは遅いが、農業・農村を維持していくための「徳島型の集落営農組織」は育ってきている。

◇ポスト農政改革

第1ステージ◇

農政改革第1ステージとして、本対策と米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策が一体で進められているが、第1ステージ終了後の対策が不透明で、中長期的な推進の絵が描けないのも大きなネックである。

◇現場の意見を政策に反映◇

若林農林水産大臣が、「ご用聞き農政」による生産現場重視で農政運営に当たる姿勢を強調しており、高齢者や小規模農家への配慮や品目横断的経営安定対策の対象品目に野菜を追加する検討に入ったことなど、具体化が期待できる。

農委関係予算概算要求の概要

平成20年度農林水産関係予算の概算要求では、①強い農業づくりと地域を元気づける農山漁村の活性化、②食と農に関する国家戦略的取組、③地球的視野に立った資源・環境対策の推進、④未来に向けた「美しい森林づくり」の推進と国産材の復活を重点事項として位置づけている。また、焦点となっている農地政策の見直し関連では、新たな面的集積システムの構築、農地情報の一元化等の推進、耕作放棄地解消に向けた緊急対策のための予算が盛り込まれているが、このうち、農業委員会関係予算の概算要求について、その概要を紹介する。

農委関係予算の概要

平成20年度農業委員会関係

予算の概算要求をみると、農業委員会交付金は19年度と同額を要求。農業委員会費補助金は対前年度比99.1%で要求されている。また、農業委員会が実施する集落の農地利用調整や特定法人等の農地利用、遊休農地解消等の各事業は「強い農業づくり交付金」として要求されている。

国の直轄採択事業として、担い手協議会が事業実施主体となる「担い手アクションサポート事業」のうち、農業委員会が中心となって実施する認定農業者への農地の利用集積や農地監視活動等を支援する予算も盛り込

まれている。

このうち、強い農業づくり交付金事業と国の直轄採択事業について紹介する。

◇強い農業づくり交付金

「強い農業づくり交付金」に盛り込まれている農業委員会関係の予算としては、19年度と同様のメニューが継続要求されている。

(1) 集落農地利用調整（交付率：定額、1農業委員会：92万6千円）

農用地利用規程に基づき集落営農の組織化・法人化等による担い手の明確化、集落合意による利用集積を推進するため、農業委員会が実施する集落における農地の利用調整活動等の取組を支援するもの。

(2) 特定法人等農地利用調整

緊急支援（交付率：定額、1農業委員会：70万8千円）

耕作放棄地の解消を促進するため、農業委員会が、特定法人貸付事業により、企業が円滑に農業に参入できるように企業の意向を把握し、必要な情報を提供するとともに、参入希望のある企業等に対し農地の利用調整活動を支援するもの。

(3) 優良農地確保支援対策等（うち遊休農地解消普及活動）（交付率：定額、1農業委員会：83万円）

遊休化が解消された農地の定着化を図るため、農地の効率利用に向けた方策を策定するための検討会開催、農業委員会の利用調整活動を通じて得た地権者の意向等、遊休農地解消情報についての普及組織への提供等を支援するもの。

◇国の直轄採択事業：担い手育成・確保活動（農地の利用調整活動）

国の直轄採択事業「担い手アクションサポート事業」のうち、担い手協議会（農業会議・農業委員会）が担い手の育成・確保及び担い手の経営改善の促進に向けた農地の利用調整活動を実施するための予算が要求されている。

(1) 認定農業者農地等利用調整促進支援（補助率：定額、1農業委員会：40万2千円）

認定農業者と集落営農組織の円滑な農用地の利用調整を図るための支援活動を実施する。具体的には、認定農業者と集落営農組織の農用地の利用状況を把握し、現況図を作成するための活動、調整委員（農業委員）による農地の出し手の掘り起こし、農地の権利関係の調整、集落営農組織との調整などを行う。

(2) 農地等利用調整等効率化支援（補助率：定額、1農業委員会：87万6千円）

担い手への農地の利用調整活動に不可欠な農地等に関する情報の提供に関する支援活動を実施する。具体的には、住基台帳等のデータと照合を簡素化・効率化

率化するためのシステムや、異なるシステム間の互換性を持たせるためのシステムの整備を行うもの。

(3) 農地等利用適正化推進支援（補助率：定額、1農業委員会：69万7千円）

担い手への優良農地を確保するため、将来にわたり農業上の利用の増進を図る必要がある農地を選定するとともに、農地の監視等の支援活動を実施する。

具体的には、農地の監視活動結果をもとにした農地の所有者等との調整、不在地主を特定するための情報収集、地権者に対する耕作放棄地の解消に向けた働きかけを行うもの。

平成19年度全国農業委員会会長代表者集会（WTO特別集会）の開催案内

農業の国際化等に対応し、国内農業・農村の振興について、農業者はもとより、行政・農業団体等の関係者も全力をあげて取り組んでいるが、農地政策等の見直しに向けた具体的な検討が進むとともに、WTO農業交渉も予断を許さない状況となっている。

このような情勢のなか、地域農業の構造改革に向け、「意欲ある担い手の確保・育成」「優良農地の確保とその有効利用」に向けて農業委員会系統組織には大きな期待が寄せられている。

このため、次の日程で全国農業委員会会長代表者集会が開催されることになりましたので、本県からも多数の方が参加されますようお願いいたします。

1. 日時：平成19年11月28日（水）13時～15時
15時から政府・県選出国議員等へ要請運動を実施
2. 場所：東京都千代田区「九段会館大ホール」

農地制度等の見直しの方向

農地制度・政策等の見直しについては、これまで農林水産省をはじめ、自由民主党、経済財政諮問会議、規制改革会議において議論が加速しており、今秋、最大の農政課題となっているが、8月24日には農林水産省の考え方が明らかにになった。

農林水産省の「農地政策の見直しの方向案」では、農地の所有と利用の分離の下で、農地の貸借に関する権利移動規制の緩和などの方向が盛り込まれており、農業・農村現場では、地域における担い手の育成と秩序ある農地の利用・管理を行う上で混乱も予想される。今秋の取りまとめに向けて、現場の実態に即した現実的かつ慎重な検討が求められるところだ。

◆有識者会議・専門部会設置

農林水産省は、本年1月から農地政策の再構築に向けた検証・検討の基本的な方向について、各界の有識者からの意見聴取の場として「農地政策に関する有識者会議」を、また専門的・法制的な事項について論点を整理する場として、有識者会議の下に「専門部会」を設置し、農地政策改革を検討してきた。

8月24日の有識者会議・専門部会合同会議では、新たな農地制度体系案が示されるとともに、平成20年度予算概算要求をにらみ、新たな面的集積システム、農地情報の一元化、耕作放棄地の発生防止・解消の予算措置などが示されたが、秋中に農地制度に関する改革案と行程表が取りまとめられる予定だ。

そこで、農地の有効利用の観点から農地法、基盤法、農振法の規制を見直すもので、以下その見直しの概要を紹介する。

新たな農地制度体系

◆農地の権利移動規制

農地を限りある経営・生産資源として有効利用することについて理念を確立し、これを実現するため、権利移動規制（農地の権利取得時における許可制度）を見直すもの。具体的には、所有と利用を分離し、農地の有効利用を促す観点から、貸借の場合の規制を緩和するもので、①貸借については、機械・労働力等からみて農地を適切に利用する見込みである場合には原則許可。②貸借の期間については、新たに20年を超える長期貸借制度を創設する。③また所有権は、一旦移転されると元に戻すことが難しく、投機的取得防止の必要性が特に高いことから、所有については、農地を適切に利用する見込みであることに加えて、農業生産法人制度・農業従事要件を堅持する。

◆耕作放棄地対策

農地の有効利用の継続を確保するため、耕作放棄地について、発生防止・解消する措置を講じ

る。具体的には、①耕作放棄地の現状把握、地域での解消計画、状況に応じた処方箋の提示、それに基づく対応等をきめ細かく全国規模で実施する。②農業経営基盤強化促進法に基づく耕作放棄地の解消に係る市町村長勧告等の法的規制は、これらの取り組みと連携し、発動基準の明確化等により使いやすくする。

◆農地の転用規制等

転用許可制度により農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導し、優良農地を確保する。具体的には、①優良農地を確保するため、農用地区域からの除外を厳格化する。②現在、農地転用許可不要となっている病院や学校等の公共転用について、許可対象とするなど、秩序ある農地転用に誘導する。③農業振興地域の指定面積及び農用地区域への編入要件を見直し、農用地区域への編入を促進する等により優良農地を確保する。

◆面的集積システムの創設

担い手への農地の利用集積を加速するシステムとして、自ら現場に積極的に働きかけ、代理・委任で農地を集めて担い手に面的にまとまった形で貸し付ける面的集積組織（農地の利用調整組織）を新たに設置する。

このため、①コーディネータ

を面的集積組織に配置し、その業務運営を支援、②新たなシステムに参加するインセンティブを付与するため、出し手に対する借地料の嵩上げや担い手に対する借地料の引下げ等に活用できる参加奨励金を交付、③面的集積された農地における営農支援のため、担い手のニーズに応じて「田畑なおし」や機械施設の整備への支援を実施するものであるが、この面的集積システムが機能するためには、農地の集積活動を進めるための十分な予算措置が望まれるところだ。

◆農地情報の提供体制

情報の一元化による農地情報の提供体制を構築する。具体的には、①各機関が保有している農地情報の総合化、共有化を促進するため、農業委員会の農地基本台帳と水土里情報センター（県土連）の地図情報等を結合して、所有者、耕作者、地番、面積、地目等の情報が入った農地情報図の整備を促進、②一元化された農地情報図を、農地情報センターから関係機関に提供する仕組みを構築、③全国農地情報センター（公募）では、貸し出し物件情報、賃借料情報をインターネットで公開する、等であるが複雑な利害や思惑が絡む個人情報などをどこまで一元的に公開できるのかが課題だ。

平成20年度重点農業施策に関する建議

去る9月27日、「平成20年度徳島県重点農業施策に関する建議」を行った。建議の具体的な内容は、①「とくしまブランド」の確立に向けた新たな戦略展開、②食の安全・安心対策と食育の推進、③担い手の育成・確保対策、④農地の有効活用対策、⑤地域農業振興対策の5つの柱からなっている。

1 「とくしまブランド」の確立に向けた新たな戦略展開

(1) 本県農産物の県内マーケットに向けたトップセールの積極的な展開

「とくしまブランド」飛躍のため、県内マーケットを今まで以上に重要と位置づけ、流通関係者等に対する知事自らトップセールス

(2) マーケティング力強化のための環境づくり

・とくしまブランド戦略の展開を支える研究・普及・教育の拠点整備の早急な整備と、「競争力」の向上に不可欠な生産技術の開発や優良品種の早期育成

・攻めの戦略展開としての農産物の海外輸出を促進するため、台湾への「なる金時」に続く新たな品目の定着に向け、対象を絞った具体的な行動計画の策定と、関係機関との連携による積極的な取り組み

・産直市の充実を目指す取り組みを促進するため、ネットワーク組織の育成と組織間の交流促進に必要な支援

2 食の安全・安心対策と食育の推進

(1) とくしま安2農産物認証制度の充実

全国的に認知される制度として定着させるため、生産工程の各段階における点検・評価(GAP手法)の導入と、持続可能な制度として再構築

(2) 有機農業の推進方策の検討

「有機農業の推進に関する法律」の制定を受け、早急な県推進計画の策定と、推進のために必要な措置

(3) 食育の推進

・食と農の関わりに関する理解を促進させる食農教育を推進するため、専門分野を担う関係機関が連携・分担して、総合的に指導するネットワークづくり

・生活習慣病の克服対策として、地産地消の視点に立った、本県の豊富な食材を活用した食事や、農業とのふれあいによる健康づくりについて県民の意識啓発

3 担い手の育成・確保対策

(1) 新規就農・定住促進対策

・都市圏で生活している団塊の

世代の県内への移住を進めるための「移住アドバイザー(田舎暮らし案内人)」の育成、遊休農地等を活用してNPO法人等が行う市民農園付き住宅の開設等に対する支援措置

・地域における遊休公共施設について、団塊世代等の就農研修・移住体験等の受け入れ施設などに活用する取り組みに対する支援

4 農地の有効活用対策

(1) 地域提案型の遊休農地解消・活用対策の創設

耕作放棄地実態調査結果を踏まえ、ソフト・ハード両面に亘って、遊休農地を活用した地域の自発的な取り組みに対する支援

(2) 農地の適正かつ効率的な利用(国への要請事項)

・農業生産施設等の農地制度上の位置づけの検討

農業生産施設については、一定の要件(農業生産施設以外での使用不可)の下で、「農地」の範疇に位置づけることについて今日的な観点から検討

・農地の権利移動規制、転用規制の堅持

農地の権利移動の規制と転用規制の仕組みの堅持

・転用目的以外の他用途への早期転換に対する是正措置
転用計画に沿って引き続き利

用される見通しが確実であると認められるまでの間、指導が徹底できる仕組みの構築

5 地域農業振興対策

(1) 「とくしま強い農林水産業づくり事業」の充実

事業の拡充・強化と必要な予算の確保

(2) 団塊の世代ノウハウ活用人材ネットワークの構築

団塊の世代の持つ様々な高い技能と優れたノウハウを本県農業の振興に役立てるための人材バンクやネットワークづくりと、人材活用に必要な施策の検討

(3) 野生鳥獣被害防止対策の推進

防除・駆除一体となった対策、特に、猿の群れの把握と保護管理について適切な対策、被害を及ぼしている猿を捕獲するのに必要な支援

(4) 一次産業を支えるエネルギー対策の推進

経営を維持していくために必要な「省エネルギー農業推進マニュアル」の策定と、代替エネルギーの活用に向けた実用化研究の促進

(5) 携帯電話で技術指導を仰げるネットワークづくり

日常の生産活動について関係機関に指導を仰ぐネットワークづくり

全国農業新聞の

普及拡大を

農業者年金加入推進

大会を開催

新しい農業者年金制度がスタートして5年が経過したが、新制度発足当初の「当面十万人の加入者の確保」という目標は未だ達成されておらず、このままの新規加入者の水準では早期の達成は極めて困難な状況にある。そこで本年度、農業者年金基金では地域における加入推進活動の核となるリーダーを育成・確保し、地域の実情にあった加入推進活動を行うため、「加入推進特別対策」を実施し、「加入者十万人早期達成のための三カ年計画」で示された新規加入目標の実現に向けた取り組みを支援することとした。

本会議ではJA中央会と常に連携して加入推進活動を展開しているが、市町村段階の業務受託機関に対し、加入推進活動に関する一層の情報提供や加入推進活動に対する意志結集を図るため、「農業者年金加入推進大会」を次の日程で開催することになった。すでに市町村農業委員会ならびに各JAには役職員の参加について案内しており、当日は多くの関係者の参加が期待されている。

◆日時 平成19年11月8日

(木) 午後1時～4時30分

◆場所 徳島市北佐古一番町
「JA会館別館ホール」

平成十九年度農業委員研修会が開催される

10月1日の阿南市文化会館を皮切りに、県下3ブロックにおいて「平成19年度農業委員研修会」が開催された。この研修会の目的は、いま、農業委員会が期待され、求められていることについて、農業委員全員に共通認識を高めてもらうことにある、このことを通じて、農業委員会活動が目に見える活動として各方面から評価されることを期待するものである。

今回の研修内容は、「農業委員

員会を取り巻く情勢」から「農地法の運用についての留意点」までの5議題から構成され、どの内容についても今後の農業委員会活動には欠かせないものであった。とくに今回注目した研修事項は「減価償却制度の改正」と「農地法の運用の留意点」である。前者は従来の残存価格という概念が廃止されたことにより、平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産はもとより、平成19年4月1日以前に



取得して償却可能限度額まで償却されていた資産についても、一円の備忘価格になるまで償却ができるという農業経営にとって非常にプラスになる改正点を長澤税理士からわかりやすく説明を受けた。

また、後者は、いままでは基準が曖昧であった農地改良と一時転用

の違いについて、県の事務処理要領の中で基準を示すことや、資材置き場等で転用し、工事完了承認が出された後、即座に他の目的に利用されることについて、今後より審査を厳格にし、工事完了承認後3年間が経過しないと他目的に利用できないというような取り扱いとするなど具体的な運用についての説明であった。参加していた農業委員の中には、休憩時間等を利用して、予定していた終了予定時刻を、いずれの会場もオーバーすることとなった。

ウコンの機能性

1. 民間薬草のウコン

テレビから「酒の前にウコンを飲むと調子良い」のキャッチコピーが毎日聞こえ、ウコンは肝臓に良いが「常識」になっている。

ウコンは、ショウガ科クルクマ属の植物で、インド、中国、インドネシアなど熱帯の国々で、また、日本では沖縄、九州地方で栽培されている。「鬱金(うこん)」(ウコン・秋ウコン・日本薬局方外生薬：根は鮮やかな黄色、黄色色素クルクミンの含有量が最も高い)他、類似植物に「姜黄(きやうわう)」(ハルウコン・春ウコン：沖縄で古くか

ら民間療法に利用：辛味と苦味があり、ウコンより薄い黄色、樟脳臭がする)、「我朮(がじゆつ)」(ガジュツ・紫ウコン：日本薬局方：辛味と苦味があり、健胃薬の原料、根の切り口は紫がかかった白、クルクミン含有量はごく微量。)の3種類が出回っている。ウコンで健康障害の報道もあり、「健康食品」と云っても、肝臓に障害がある人や多くとりすぎない等、留意が必要だ。

2. ウコン「鬱金(うこん)」

ウコンは5千年の歴史の古代インド医学(アーユルヴェーダ)から伝わった薬草で、香辛料や染料に利用され、成分の黄色色素：クルクミン(英名Curcumin; ターメリック)はカレー粉のスパイス成分としてよく知られている。古代インド医学のウコンの使い方は、身体の状態に応じて、病気の治療というより、健康の維持・増進のために適量を飲む使い方である。薬理作用はクルクミンが肝細胞を刺激し胆汁の分泌を促進する作用、他、利尿作用、抗菌作用、胃液分泌促進作用等がある。

クルクミンは紐のように細長い分子が長く続いている化合物の色素体で、この細長い構造は体内で発生した活性酸素と反応する酸化作用で徐々に潰されていく。

この抗酸化作用はアントシア

ニンやリコピン等の色素類と同様に強い作用を持つ。トマトやニンジン等緑黄色野菜をたくさん含むカレーライスを食べれば十分効果が望めることになる。

3. アメリカのウコン(クルクミン)の新しい研究(BBC World news より)

①USの研究でクルクミンのガン化防止が世界中の注目を集め、②カレーを常食にするインド人にアルツハイマーの発生が少なくことから、USカリフォルニア大のアルツハイマー予防および進行遅延の研究、③USアリゾナ大の研究でリュウマチの関節炎の予防効果の研究、④USエール大の白人に多い遺伝性疾患の一種の嚢胞性線維症(のうほうせいせんいしょう、Cystic Fibrosis)の進行遅延の研究、⑤USロイオウ大の小児白血病の発生のリスク軽減の研究等最新の成果が次々と紹介されている。

今後、生薬の持つ多岐な未知の効用が期待される。
(元県果樹試験場長 赤井昭雄)



徳島県農業会議等の行事予定

会議等の行事予定		場所	対象者
10月			
17日	若者就職マッチングフェア	ホテルクレメント徳島	新規就農希望者
18日	徳島県農業会議第325回常任会議員会議	徳島合同庁舎	常任会議員
24日～25日	農業者年金考査指導	県内4カ所	農委、JA
25日～26日	全国担い手サミットin 栃木	宇都宮市	認定農業者、担い手協議会
27日	新規就農相談会	大阪市	新規就農希望者
30日～31日	農政対策主任者会議	米子市	農政担当者
11月			
5日～15日	地域巡回打合せ会議	県内8カ所	市町村担い手協議会
8日	農業者年金加入推進大会	JA会館	加入推進部長、JA・農委役職員
17日	新農人フェアー07	東京都	新規就農希望者
19日	徳島県農業会議第326回常任会議員会議	徳島合同庁舎	常任会議員
19日～20日	農業者年金監査指導	県内3カ所	農委、JA
27日	農業者年金加入推進セミナー	東京都	農委
28日	全国農業委員会会長代表者集会	東京都	農委
12月			
5日～6日	アグリビジネススクール徳島会場	阿波観光ホテル	地域マネージャー
19日	徳島県農業会議第327回常任会議員会議	徳島合同庁舎	常任会議員
22日	新農人フェアー07	OMMビル	新規就農希望者

徳島県農業会議常任会議員会議で処理した農地法第4条・第5条の転用許可面積は右表(8月～10月)のとおりとなりました。

農地法第4条・第5条転用許可の面積

単位: m²

	住	宅	植	林	倉	庫	資材置場	駐車場	農用施設	道	路	工	場	砂利採取	その他	合 計
8月	18,616	5,988	0	10,772	6,961	4,244	200	1,413	4,109	3,653	55,956					
9月	15,580	0	372	11,998	8,602	2,995	1,756	0	0	14,054	55,357					
10月	13,976	0	29	13,071	5,551	714	770	0	3,992	10,322	48,425					
合計	48,172	5,988	401	35,841	21,114	7,953	2,726	1,413	8,101	28,029	159,738					

全国農業図書紹介



【入門】認定農業者のための経営改善マニュアル第1巻

認定農業者等の経営改善に向けた経営改善の端緒となる、①経営管理、②農業簿記、③経営分析、④税務の4つの分野について、出来る限り、簡潔に要点をまとめた入門書です。

目次

- 第1章 経営管理
- 第2章 農業簿記
- 第3章 経営分析
- 第4章 税務

図書コード 19-15
定価 700円
規格 A5判 133頁

【図書のiモード携帯サイト】
<http://www.nca.or.jp/toshio/i/>

全国農業新聞の普及拡大を

全国農業新聞は、農業者の公的公益代表機関である農業委員会系統組織が発行する週間の農業専門紙です。農業委員と農業者、農業者と地域住民・消費者、農村と都市の絆を強めるための「かけはし」として、普及・拡大に努めましょう。

購読料 月額 六百元
発行 毎週金曜
お申込みは農業委員会へ

あ
と
が
き

「かけはし21」第8号について
農地制度の改革をめぐって、各界で議論が加速している。農水省ではこの秋中に改革案と工程表を取りまとめ、次期通常国会に上程、21年1月施行といわれているが、法律案の作成に当たっては、現場の実態に即した現実的かつ慎重な検討が求められる。貸借の規制を緩和するなど農業・農村現場での混乱が予想されるからだ。(TM)

徳島県農業会議へのお問い合わせ
TEL (088) 621-3054 fax (088) 655-8364
URL <http://www.tokukaigi.or.jp>
mail home@tokukaigi.or.jp